60歳以降の雇用関係

〈高年齢者雇用確保措置〉
①から③のいずれかの措置を講じる義務
①定年の引き上げ
②継続雇用制度(原則として希望者全員を対象とし、その希望に基づく)の導入➡子会社や関連会社等のグループ企業が定年後も雇用を継承する場合を含む
③定年の定めの廃止

【高年齢者雇用安定法】
【平成25年4月1日施行の改正高年齢者雇用安定法についてはこちらから】

〈高年齢者就業確保措置〉
①から④のいずれかの措置を講じることにより、65歳から70歳までの安定した雇用を確保する努力義務
①定年の引き上げ
②継続雇用制度(希望に基づく)の導入➡子会社や関連会社等のグループ企業のみならず、他の事業主が定年後等も雇用を継承する場合を含む
③定年の定めの廃止
④過半数労働組合等の同意の下の「創業支援等措置」

【令和3年4月1日施行の改正高年齢者雇用安定法についてはこちらから】

↑ ↓ いずれも年齢条件を示します

定年退職　退職　退職

60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	～	75歳

節目年齢

再雇用　再就職

雇用保険

一般被保険者(高年齢雇用継続給付)
(雇用保険法) ➡詳細はこちら
(なお、高年齢雇用継続給付等算出シュミレーション表は右端リンクをリクック下さい)

高年齢被保険者※
(高年齢求職者給付金)
(雇用保険法)

※　平成28年12月末までは雇用保険の適用除外でしたが、平成29年1月1日以後は雇用保険の適用拡大措置によりその適用を受けることになったもので、従って、同日以後は雇用保険料の負担が生じることになっています。
➡詳細はこちら

高年齢雇用継続給付等算出シュミレーション表はこち

年金関係

国民年金第2号被保険者(国民年金法)

(強制被保険者期間)

(合算対象期間➡国民年金第2号被保険者期間のうち60歳以降の期間)➡詳細はこちら

第1号厚生年金被保険者
(厚生年金保険法)

在職老齢年金

※右記「支給停止調整額(47万円)」は令和4年度の額になります

60歳台前半の在職老齢年金(総報酬月額相当額と基本月額との合計額が支給停止調整額(47万円※)を超える場合に調整されます

60歳台後半の在職老齢年金(総報酬月額相当額と基本月額との合計額が支給停止調整額(47万円※)を超える場合に調整されます

➡詳細はこちら

健康保険

全国健康保険協会や健康保険組合の健康保険
(健康保険法)

健康保険任意継続被保険者(健康保険法)
↕ OR
国民健康保険被保険者
(国民健康保険法)

国民健康保険被保険者
(国民健康保険法)

後期高齢者医療保険被保険者
(高齢者医療確保法)

年金請求手続関係

対象者が昭和33年8月8日生まれの男性の場合➡
63歳が「特別支給(60歳台前半)の老齢厚生年金」の受給開始年齢➡
当該受給開始年齢に到達する月(令和3年8月)の3か月前である令和3年5月に「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)(事前送付用)」が送付されてきます

⇒ 65歳に到達すると、特別支給(60歳台前半)の老齢厚生年金の受給権が消滅

⇓

対象者が昭和33年8月8日生まれの男性の場合➡
65歳に到達すると、特別支給(60歳台前半)の老齢厚生年金の受給権が消滅➡
改めて、65歳から支給される老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給権が発生➡
65歳に到達する月(令和5年8月)の初旬に、年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)(加給年金額対象者の有無に関わらず)(ハガキ形式)が送付され、65歳に到達する月の末日(令和5年8月31日)までに返送する必要があります

繰下げの申出をする際の留意点

「老齢基礎年金のみ繰下げ希望」する場合➡
「老齢基礎年金のみ繰下げ希望」欄を○印で囲んで、ハガキ形式の年金請求書を提出します

「老齢厚生年金のみ繰下げ希望」する場合➡
「老齢厚生年金のみ繰下げ希望」欄を○印で囲んで、ハガキ形式の年金請求書を提出します

「老齢基礎年金と老齢厚生年金の両方の繰下げを希望」する場合➡
両方同時であっても異なった時期であっても当該ハガキ形式の年金請求書は提出しない

対象者が昭和36年8月8日生まれの男性の場合➡
65歳が「原則支給の老齢厚生年金」の受給開始年齢➡
当該受給開始年齢に到達する月(令和8年8月)の3か月前である令和8年5月に「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)(事前送付用)」が送付されてきます。合わせて、60歳に到達する月(令和3年8月)の3か月前である令和3年5月に「年金に関するお知らせ」(ハガキ形式)が送付され、年金加入期間の確認を促すとともに、年金請求手続などを知らせる内容になっています

支給繰下げの申出手続き

いずれについても、実際に支給繰下げの申出をする際に、
老齢基礎年金・老齢厚生年金繰下げ請求書(様式第235号)を提出します

繰上げ支給の請求をする際の留意点

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)(様式第101号)とともに、老齢厚生年金・老齢基礎年金支給繰上げ請求書(様式第102号)を提出します

※　詳細については、「年金請求手続きについて」ページの冒頭にあるリンク先の資料である「年金請求の手続き(PDF)」をご参照下さい